

オミクロン株の感染力は「想像を絶する」勢い 感染対策を「きちんと」して 大切な人を守りましょう

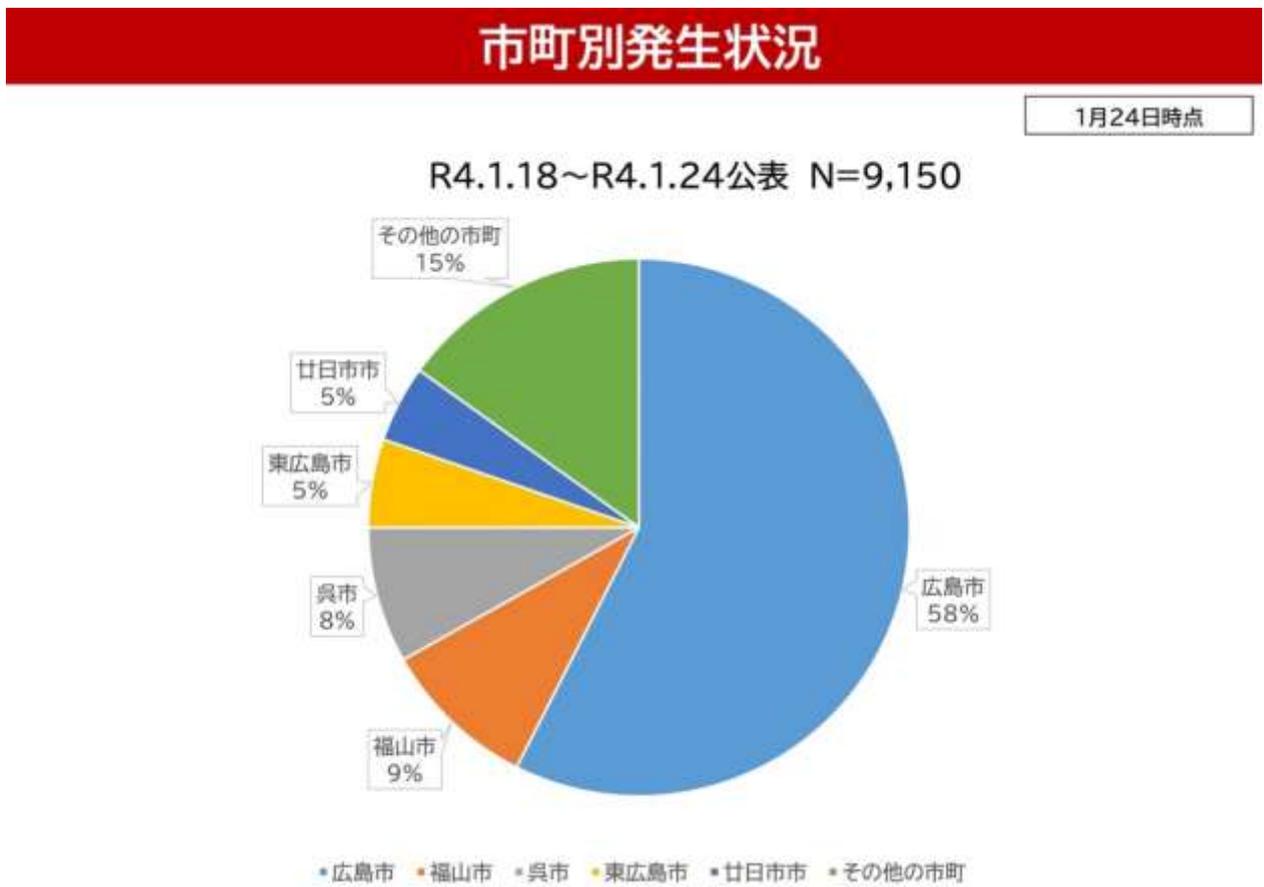
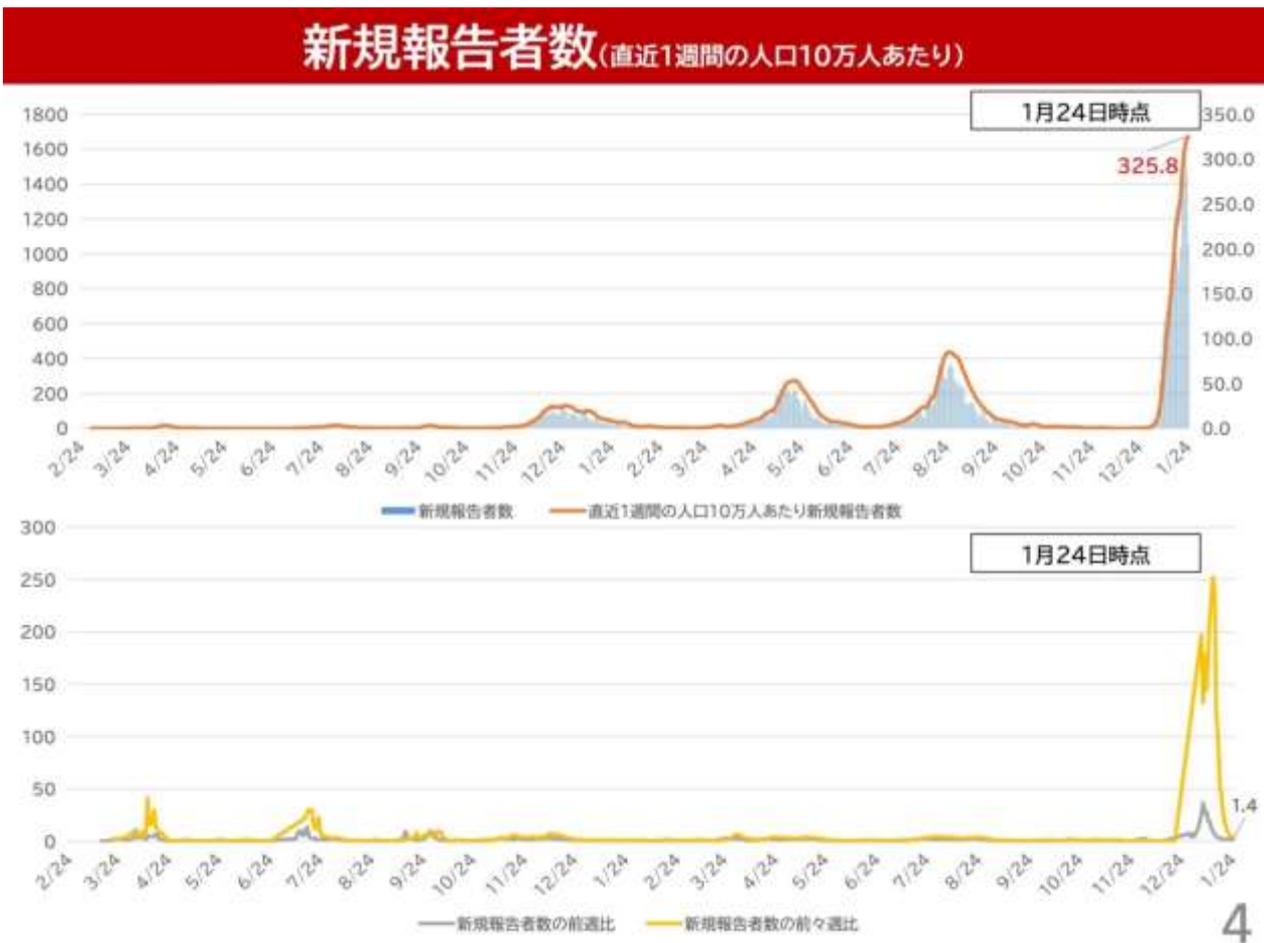
1月26日現在、広島県はまん延防止等重点措置の適用を受け対策に取り組んでいますが、依然として感染の拡大傾向が続いていることから、当該措置を実施すべき期間の延長を要請し、2月20日まで延長することが決定されました。

また、逼迫しつつある保健所の業務も見直すことになりました。

保健所の負担を減らすため、また感染者の重症化防止へ重点をおく目的で、同居者以外の濃厚接触者への連絡を感染者本人にしてもらったり、接触者の特定を感染者の通勤、通学先に委ねたりするのが柱。

保健所はこれまで感染者の行動履歴を辿る「積極的疫学調査」で濃厚接触者を特定し、全員に連絡して検査をする方針を取ってきました。感染源の推定や所属先の調査も全て担ってきました。

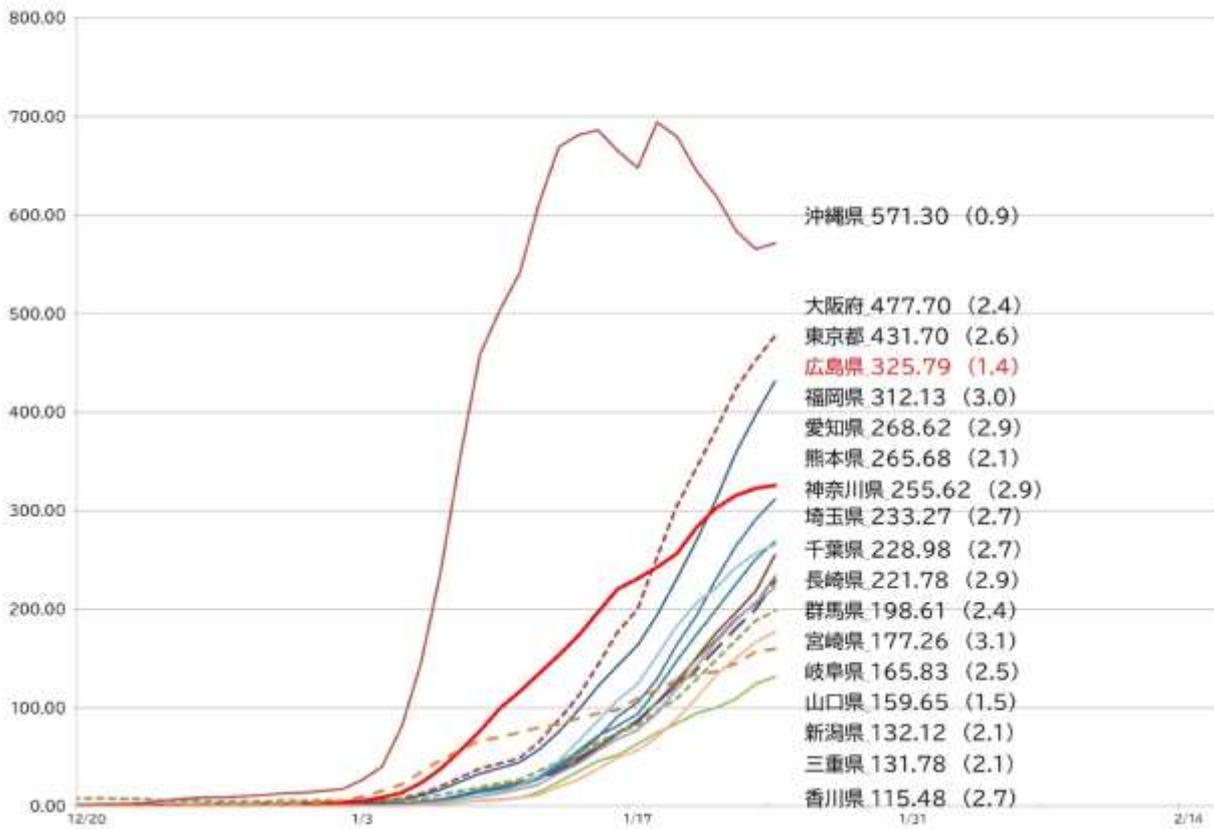
ただ、県内で1000人を超える感染者が連日確認される中、職員の増員や業務の外部委託では対応しきれなくなっており、県が主導して対応を改めることになりました。



全国感染状況(主要都道府県)

(人) 直近1週間の人口10万人あたり新規報告者数(カッコ内は前週比)

1/24時点



7

年代構成

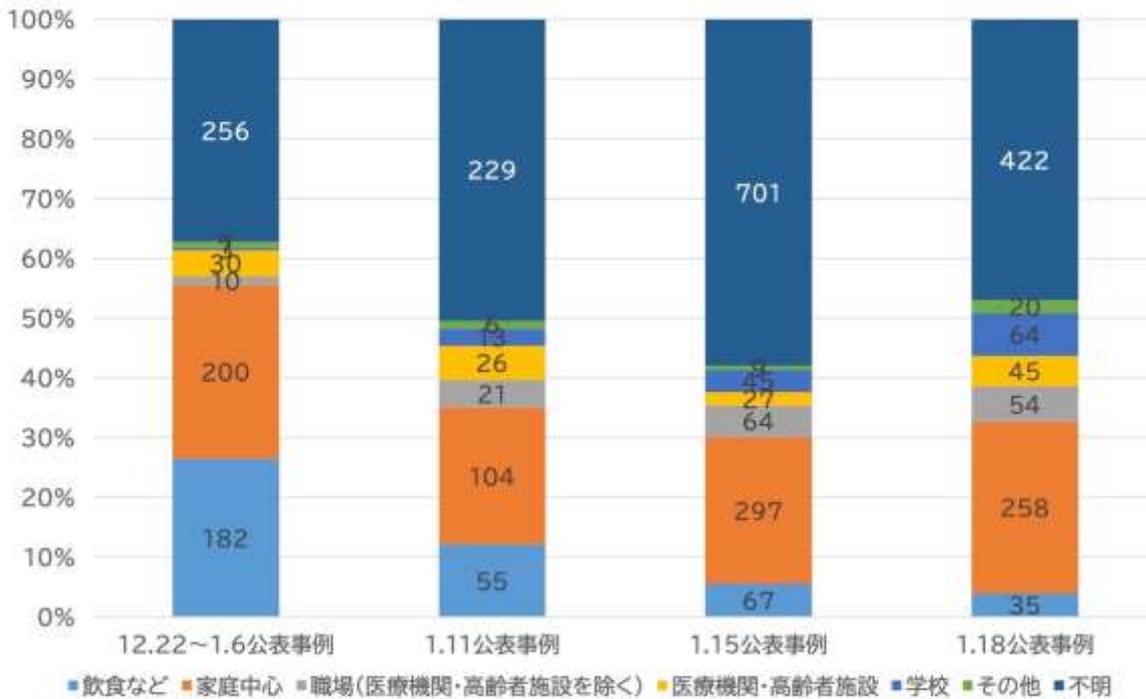
1月24日20時整理



	~10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上
全期間 N=40649	8,299	9,438	6,101	6,063	4,486	2,675	1,957	1,138	492
7/1~9/30 N=10131	2,087	2,633	1,683	1,696	1,137	508	227	118	42
1/4~1/10 N=2786	583	1,000	401	345	226	114	80	28	9
1/11~1/17 N=6453	1,521	1,593	978	899	621	357	265	138	81
1/18~1/24 N=9071	2,637	1,526	1,311	1,332	878	546	437	273	131

8

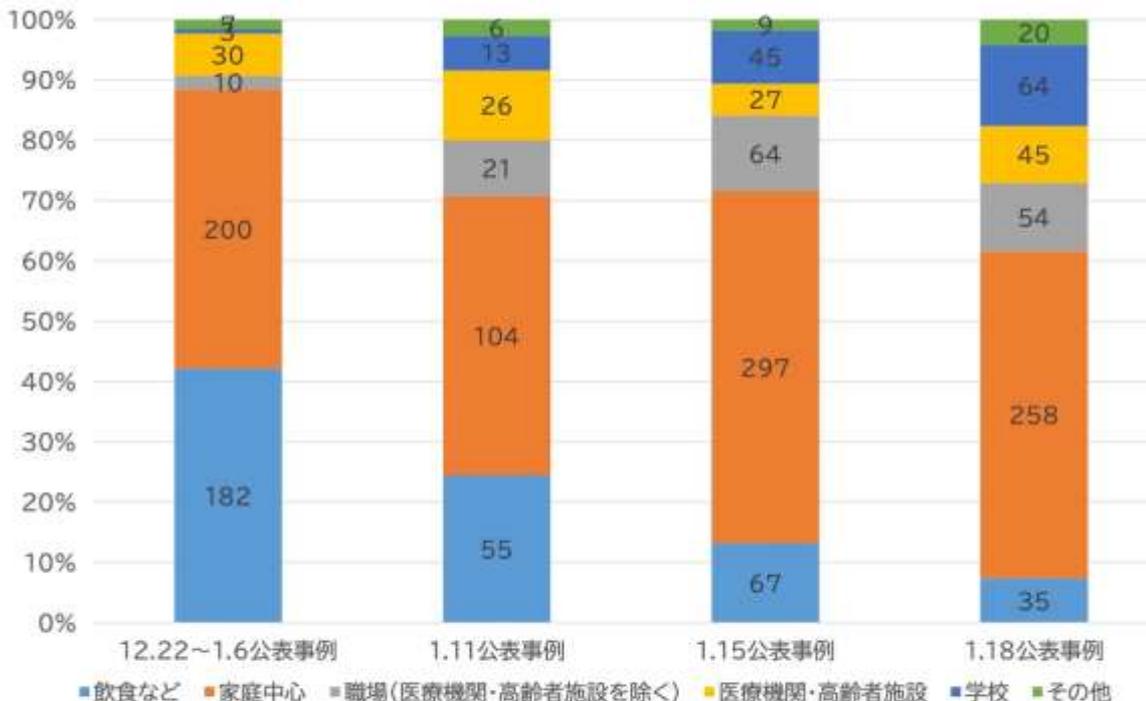
推定感染経路



飲食の場面での発生の割合は減少傾向
直近では、学校・職場・医療機関・高齢者施設で一定数発生

9

推定感染経路(判明例のみ)



飲食の場面での発生の割合は減少傾向
直近では、学校・職場・医療機関・高齢者施設で一定数発生

10

1月15日新年互礼会 WEB 配信での会長からのメッセージ

新年互礼会会長挨拶の中から抜粋、要点

(前略)

ご承知の通り年が開けてからの感染拡大は第5波までとは全く状況を異にする、まさに過去に類を見ない速度の感染拡大となっています。

本会や広島県歯科医師会にも会員診療所スタッフの感染報告が次々と寄せられています。

まずは歯科医師、診療所スタッフが感染しないことが一番であり、**従前どおりの感染予防をより徹底**していくことが必要です。

特に今回は、マスクをはずす飲食の場や家庭内に陽性者がいた場合は、かなりの確率で感染すると考えてよい感じですが。

さらに、今回の感染は、感染者全体の6割がワクチン2回接種済者であること、また、感染経路不明割合が広島市で46%にもなっていることなどから、まさに我々自身がいつ感染してもおかしく無いと言えます。

大事なことは、スタッフに陽性者が出たときに、医院を長期間閉院しなくて済むようにすることです。医院を閉院することは、まずもって地域医療の確保の観点で問題ですし、我々にとっても経済的打撃だけでなく風評被害等の心配もあります。

そのためには、**我々歯科医師、そしてその他のスタッフが濃厚接触者にならない、ということが一番大事**です。

濃厚接触者になってしまうと、たとえPCRで陰性であったとしても、陽性者との最終接触日から概ね14日間は自宅待機となります。昨日の報道で、14日間で短縮するという話がでていますが、そうはいつでも院長が濃厚接触者になると一定期間閉院せざるを得ないことに変わりはありません。

濃厚接触者と判定されたにも関わらず診療を続けるなど言語道断です。

とにかく濃厚接触者と判定されないことが一番なのです。

陽性者が出た場合、保健所は陽性者に対して、症状や発症前14日間の行動歴を聞き取ります。

歯科医院スタッフの場合、現在、陽性者であるスタッフへの聞き取りで、濃厚接触かどうかの判定をされることになります。

その際、濃厚接触者かどうかの判定の対象となるのは、「症状が出た日」ないしは「陽性となった PCR 検査を行った日」の 2 日前以降に接触している人となります。

歯科医院のスタッフが陽性になった場合、保健所が聞き取る内容のポイント

1、発症 2 日前以降に出勤しているか？

これが聞き取りのスタートです、陽性者でも出勤していなければ歯科医院には問題ありません。重要なことは、少なくとも発症後、すなわち発熱等があれば PCR 検査結果を待たずに出勤させないことが重要です。

2、患者にはどのように接しているか？

受付の場合は、受付にビニールシートやアクリル板などの設置はあるか？マスク、フェイスシールドはしているか？が聞かれます。

歯科医師、歯科衛生士の場合は、どのような処置をしたか、口腔外バキュームは使用しているか？処置に何分要したか？などが聞かれます。

助手の場合は受付同様、マスク、フェイスシールドの装着について聞かれます。

3、医院の換気状況は？

これ重要です。今、換気がポイントになっています。診療室、待合室、スタッフルームの換気を聞かれます。

訪問診療に向かうときの車内の換気は？

歯科医師とスタッフが同乗して訪問する場合、車の中に一緒にいた時間と、車で窓を開けていたか、を聞かれます。窓は全開でなくても少しでも開けていれば開けていることになります。窓は閉めており、15 分以上同じ車の中にいた(目安 1 メートル)、と答えると濃厚接触者と判断される可能性が高くなります。一方、窓を開けていた、換気はしっかりとしていた、もちろんマスクはしっかりとしていたと答えれば、濃厚接触者と判定されない可能性があります。

4、スタッフルームでの過ごし方（特に昼食時）

これは必ず聞かれます。同じ部屋で同じ時間に食事をとっている、と答えると濃厚接触者になる可能性大です。

昼食は時間を変えている、とか、スタッフルーム、ユニット、待合室など、それぞれが離れたところで食事をとっている。同じスペースで複数の人間が15分以上一緒にいることはありえない、と答えると濃厚接触と判断される可能性は低くなります。

「換気をしているか」

「同じ時間に同じ場所で15分以上食事のようなマスクを外す状況があるかないか」が大切なポイントです。

陽性となったスタッフが、保健所からの聞き取りで、この点についてどう答えるかで、判定されるということです。

先生方はきちんと対応されているでしょうから、その状況をスタッフに伝えておく必要があると思います。

スタッフが陽性となった場合の具体的対応

まずは、当該スタッフが、症状がでた日、検査した日を確認するとともに、出勤状況も把握します。

濃厚接触か否かの判定の対象となる2日間に出勤している場合は、その日に出勤していたスタッフ、直接診療した場合は患者が判定の対象となります。

ここで注意すべきは、陽性と判定されてから聞き取りまでの間に数日かかることがあります。PCR検査も結果がわかるのに数日かかっているようです。

となると、その間どうするかということです。

休診や患者等への告知については院長の判断となりますが、医療人として常識的な対応をお願いしたいと思います。

濃厚接触かどうかはすぐにわかれば対応できますが、濃厚接触者となれば自宅待機、濃厚接触者ではないその他接触者であれば、無罪放免です。

しかし、判定に数日かかると我々サイドは困ります。
その際は、いずれにしても、まず分かった時点で一度診療はストップして、スタッフ全員の PCR 検査を行い陰性を確認するべきだと思います。

患者さんについては、現在先生方は十分な感染対策のもと診療されているでしょうから、院内スタッフ間で感染が広がっている状況でなければ、患者が濃厚接触者と判断されることは可能性が低いと思いますが、万が一認定されたら、速やかに患者さんに連絡しなければなりません。

患者さんから、患者さん自身が陽性になったとの連絡があった場合も、推奨される感染予防対策下での診療であれば、歯科医師等が濃厚接触者と判断される可能性は低いと思います。

そして、最後にこのような事例が出た場合は、県歯会ないしは本会に必ずご連絡いただき、相談してほしいと思います。

もう一度申し上げますが、濃厚接触者と判定されないことが最も大切です。いつ、どのスタッフが陽性者になってもおかしくない中で、いつどのスタッフが陽性者になったとしても、他のスタッフが濃厚接触者にならないよう備えておくことです。スタッフを含めた情報共有をお願いします。

なお、その他詳しい情報は、広島市歯科医師会だより号外の令和3年9月16日発刊号と令和3年10月15日発刊号に、Q&A形式で掲載していますのでご覧ください。

新型コロナウイルスに関して日々の診療における Q&A

不安な時にはここを再確認しましょう

以下に、いくつかを抜粋しております。詳しくはそれぞれの号外を参照してください。

R3. 9. 16号外

Q5 スタッフに感染者が出た場合の濃厚接触者と認定される条件

A

原則として、保健所の聞き取り調査を基に保健所が濃厚接触者であるかどうかを判断します。保健所の指示に必ず従ってください。

濃厚接触の判断のポイント（参考程度）

- ・ 患者と同居あるいは長期間の接触（車内なども含む）があった場合
- ・ 適切な感染防護無しに患者を診察、看護、介護した場合
- ・ 手で触れることのできる距離（1m 前後）で、適切な个人防护具を使用せず、一定時間（15 分以上）の接触があった場合
- ・ 感染者の気道分泌物もしくは体液など汚染物質に直接接触した可能性が高い場合

曝露リスクを評価する上で重要なのは「適切な防護をしているかどうか」です。

- ① 感染者のマスク着用の有無
- ② 医療従事者の PPE 着用の有無（歯科においてはサージカルマスク及びフェイスシールド（又はゴーグル）と手袋が特に重要視されます。）

曝露リスク評価について、歯科に置き換えてみましたので参考にしてください。
感染したスタッフ以外のスタッフおよびドクターが無症状という前提です。

普段からスタッフがマスク、ゴーグル、手袋を着用しており、長時間の濃厚接触（15 分とされました）があった場合

- ① その他のスタッフおよびドクターが防護具を着用していなかった場合
中リスク。その場合は最後に曝露した日から 14 日間の就業制限を積極的に行う必要があります。
- ② その他のスタッフおよびドクターがサージカルマスクは着用している場合。
眼の防護、手袋の有無に関わらず低リスク、就業制限なし。
- ③ その他のスタッフおよびドクターが PPE を全て着用している場合
低リスク、就業制限なし。

感染スタッフがマスクを着用していない場合

- ① その他のスタッフおよびドクターが防護具を着用していなかった場合
高リスク。その場合は最後に曝露した日から 14 日間の就業制限を積極的に行う必要があります。
- ② その他のスタッフおよびドクターがサージカルマスクを着用していない場合
高リスク、その場合は最後に曝露した日から 14 日間の就業制限を積極的に行う必要があります。
- ③ その他のスタッフおよびドクターがサージカルマスクは着用しているが眼の防護がされていない場合
中リスク、その場合は最後に曝露した日から 14 日間の就業制限を積極的に行う必要があります。
- ④ サージカルマスク、眼の防護は行っているが手袋の着用なし
低リスク、就業制限なし。(ただし、積極的な接触があった場合は中リスクとなり、14 日間の就業制限を行う必要がある。)
- ⑤ その他のスタッフおよびドクターが PPE を全て着用している場合
低リスク、就業制限なし。

以上より、例えば普段通り昼食を一緒に取っている場合は、防護も無しで 15 分以上一緒にいるので**濃厚接触者**として認定される可能性は高いということになります。

NEW

参考

日本環境感染学会 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド (第 4 版)
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide4.pdf

Q11 スタッフではなくスタッフの家族が濃厚接触者の場合、どの程度自宅待機させるべきか？

A

スタッフ本人が濃厚接触者でない場合は特に決まりはない。
(広島労働局 特別労働相談窓口 (082-221-9296) よりの回答)

濃厚接触者本人でない場合の決まりはないが、家族の濃厚接触者の PCR 検査結果が分かるまでは自宅待機をお願いしている。濃厚接触者の PCR 検査結果が陽性の場合にはスタッフも保健所からの調査対象者となる。濃厚接触者が陰性の場合には通常の業務をしていただいて問題ない。

(広島市南保健センター (082-250-4108) よりの回答)

会員の実際の対応例

- ・濃厚接触者になったので2週間の休みを取った。
出勤時はPCR検査で陰性が確認されてから出勤となった。
- ・マスク、手洗いを徹底させ感染リスクがない状態で勤務させる。加えて、食事の時は別部屋で食べさせるなどの対応をする。
- ・14日間の隔離予定。隔離で欠勤している間の給与の支払い問題は検討中である。

参考

厚生労働省 HP 新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html

厚生労働省 HP 新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け） 4-問3

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q4-3

Q13 患者からコロナが出た時にスタッフに濃厚接触者認定がされていない場合、PCR検査を受けるべきか？

A

自覚症状の発症もしくは保健所からのクラスター疑いによる検査指示等がなければ基本的には必要ないと考えます。

コロナ陽性の患者を診療した歯科医院の管理者から管轄保健所が事情聴取した結果、歯科医院として適切に感染防御対策を行っており濃厚接触者に該当する者はいないと判断された場合、同時にPCR検査も必要ないとみなされています。

その後、もしコロナ疑いの自覚症状が発症するようなら、保健所に連絡して、指定医療機関を受診するといったように、PCR検査の必要性を判断するのは疫学的には保健所、医学的には医師が担っており、これらの場合は公費の対象となっております。

公的な機関に疫学的にも無症状の現状では医学的にも必要ないとみなされた検査を自費で受ける必要性が果たしてあるのかと考えた時、自覚症状の発症もしくは保健所からのクラスター疑いによる検査指示等がなければ基本的には必要ないと考えます。

参考

新型コロナウイルス感染症に関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html#Q5

従業員が新型コロナウイルスに感染した時の対応について

http://www.chuokai-hiroshima.or.jp/cms/resource//4096c30437a33da3b608b73bee79bdce/file/chuokai/corona_jugyoin_taiou.pdf

Q14 スタッフが新型コロナ患者となった場合、職場復帰はいつから可能ですか？

A

広島市に確認してみました。以前（第2波、第3波のころ）は、職員の職場復帰に当たりPCR陰性を確認する事業者が多くあったようですが、現在では ①発症後10日を経過かつ ②発熱症状消失後3日を経過し ③呼吸症状が安定していれば PCR陽性であっても感染性はない とされていることから、広島市内の保健所はPCR検査を行わずに療養解除（就業制限の解除）していることを踏まえ、療養解除になった時点で（PCR陰性を確認することなく）直ちに職場復帰は可能です。

参考

厚生労働省「退院基準・宿泊療養解除基準の改定概要」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000639696.pdf>

事務連絡 令和3年11月30日、令和4年1月5日一部改正

「B.1.1.529 系統(オミクロン株)の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000876461.pdf>

NEW

小学校休業等対応助成金・支援金の対象期間の延長等について

厚生労働省は、コロナ禍で小学校などが臨時休業し、仕事を休まざるをえなくなった保護者を支援する「小学校休業等対応助成金・支援金制度」の対象期間を2022年3月31日まで延長することにしました。（同制度は当初、21年8月1日から12月31日までの間とされていました）

小学校休業等対応助成金は労働者を雇用する事業主向けです。対象労働者に有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主を支援するものです。

休暇中に支払った賃金相当額を助成します。

日額上限は22年1月から2月は1万1000円、3月は9000円。

ただし、緊急事態宣言の対象区域やまん延防止等重点措置実施区域にある事業所は3月まで1万5000円。

雇用保険に加入しているスタッフが対象になります。

↓詳しくは厚労省のホームページへ↓

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

小学校休業等対応助成金リーフレット（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000870927.pdf>

↓申請に関してはこちらを見てください↓

広島県ホームページ「小学校休業等対応助成金・支援金」の申請受付

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/shougakkoukyuugyou.html>

送付先

郵便番号：730-8538

住 所：広島市中区上八丁堀6番30号広島合同庁舎第2号館5F 雇用環境・均等室

電話番号：082-221-9247